

報告 1 3

町道 3 工区 1 9 号線法面補修工事請負契約の変更に係る専決処分 の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告します。

令和 7 年 1 月 2 日

長与町長 吉田 慎一

専 決 処 分 書

令和7年3月7日議会において議決された町道3工区19号線法面補修工事請負契約について、請負契約の変更を行うので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 町道3工区19号線法面補修工事
- 2 契約金額 「84,594,400円」を
「89,433,300円」に変更
- 3 契約の相手方 長崎県長崎市恵美須町2番10号
株式会社 萩原組長崎支店
支店長 松田 清見
- 4 変更の理由 吹付法面を取り壊した結果、想定以上に法面の凹凸が激しく、亀裂も多数見られたため、法面整形の施工範囲を全面に変更したこと及び、吹付法枠の延長を変更したことにより増額となった。

令和 7年11月13日

長与町長 吉 田 慎

